

令和5年度
第1回 福島地方最低賃金審議会
福島県最低賃金専門部会
議 事 録

日 時：令和5年7月19日(火)

13:30～14:15

場 所：福島合同庁舎3階共用会議室

出席者：(公)熊沢、長谷川、森谷

(労)大越、塩澤、高橋

(使)安達、金成、佐藤

1 開 会

(室 長) 定刻となりましたので、これより令和5年度第1回福島県最低賃金専門部会を開催させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

専門部会の部会長、部会長代理の選出まで、事務局で進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、初めに専門部会の開催に当たりまして、労働基準部長の田沼よりご挨拶申し上げます。

(基準部長) 福島県最低賃金専門部会の委員の皆様方には、大変お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。

7月4日に、井口局長より、本年度の「福島県最低賃金」の改正について、諮問をさせていただきました。

本日は、第1回目の専門部会ということで、部会長及び部会長代理の選出、運営規程等について、ご審議を頂くことにしております。

事務局としましては、本専門部会の運営に万全を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(室 長) 議事に入る前に、委員のご紹介をさせていただきます。

今年度の福島県最低賃金専門部会の委員につきましては、お手元の会議資料1ページ「福島県最低賃金専門部会委員名簿」のとおりでございます。新任の方もいらっしゃいますので、公益委員の方から労働者側委員、使用者側委員の順で、簡単にご挨拶をお願いしたいと存じます。

(熊沢委員) 福島大学の熊沢と申します。よろしくお願いいたします。

(長谷川委員) 福島大学の長谷川です。よろしくお願いいたします。

(森谷委員) 弁護士の森谷と申します。よろしくお願いいたします。

(大越委員) 労働者側委員の大越と申します。連合福島の副事務局長を務めております。よろしくお願いいたします。

(塩澤委員) 同じく労働者側委員の塩澤です。電機連合の事務局長をしております。よろしくお願いいたします。

(高橋委員) 同じく労働者側委員の高橋誉と申します。自動車総連関連で来ております。よろしくお願いいたします。

(安達委員) 使用者側委員の安達和久と申します。福島県商工会議所連合会の常任理事、福島商工会議所の専務理事をしております。よろしくお願いいたします。

(金成委員) 使用者側委員の金成と申します。福島県中小企業団体中央会の専務理事をしております。よろしくお願いいたします。

(佐藤委員) 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。今年度はできるだけスピーディな審議に努めるつもりでございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(室 長) ありがとうございました。

続きまして、事務局から定足数の確認をさせていただきます。

(補 佐) 本日は、全委員にご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

2 議 事

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

(室 長) それでは、議事に入ります。

専門部会の部会長及び部会長代理の選出を行います。部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項により、「部会長は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」、「部会長代理は、部会長に準じて選出する」ことになっております。

前もって公益委員において候補者の推薦をお願いし、部会長に熊沢透委員、部会長代理に森谷委員が推挙されました。

このことについて、ご承認いただけますでしょうか。

《 異議なしの声 》

(室 長) ありがとうございます。それでは、部会長を熊沢委員、部会長代理を森谷委員をお願いいたします。

以後の議事進行につきましては、熊沢部会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(部 会 長) 部会長に選出されました熊沢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本年度の最低賃金の改正審議につきましては、物価高騰が続いている状況や新型コロナウイルス感染症の影響により、経済を取り巻く状況は大変厳しいものがある中での審議となりますが、地方最低賃金審議会としては、中央最低賃金審議会の目安額の答申を待って、金額審議に入りたいと思いません。地域の事情等を汲みながら皆様に議論をしていただき、全会一致・早期発効を目指して進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事を進めます。

(2) 福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程案について

(部 会 長) では議事の(2)、福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程案についてお諮りします。

事務局から説明をお願いします。

(室 長) 資料の2ページから7ページをご覧ください。

専門部会の議事運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令

に定めるもののほか、従来から運営規程を定めています。

規程には、会議の招集、委員の欠席、会議の議事、会議の公開、議事録及び議事要旨、意見の報告等が盛り込まれており、昨年と変更点はありませんので、昨年と同じ内容をそのまま案とさせていただきます。

議事の公開については、同規程第5条に「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」と規定されており、昨年度までは、同上ただし書きに当たるとの判断から専門部会については非公開として開催してきたところです。

しかしながら、令和5年4月6日の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」にて、「「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点」を踏まえ公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」との考え方が示されたところです。その考え方を踏まえ、中央最低賃金審議会では目安審議も含めて「公労使」三者が集まり議論を行う部分は全面公開、「公労」または「公使」の2者での議論を行う部分は非公開とする取り扱いとする報告がなされました。7月4日に開催された福島地方最低賃金審議会において、採決の場及び参考人聴取の際に陳述者の公開に対する了解が得られない場合を除き中央最低賃金審議会と同様の取り扱いとすることが取り決められましたので、本専門部会においても同様の取り扱いとし、規程の末尾の付帯決議の変更を案として提案させていただきます。なお、付帯決議内容は、本審の運営規程と同じ文言となっています。

(部会長) ただいま、事務局より説明がありました福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程案についてご意見等ございますか。

(なし)

(部会長) 意見がないようですので、承認することとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) それでは、規程のとおり本日より適用することとします。

(3) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用の有無の確認について

(部会長) 次に、議事の(3)、最低賃金審議会令第6条第5項(専門部会の議決をもって審議会の議決とすること)の適用の有無について確認します。

事務局より説明をお願いします。

(室長) 7月4日に開催されました第1回福島地方最低賃金審議会において、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しないことを決議しております。

したがいまして、福島県最低賃金専門部会で全会一致の結論となった場合でも、改めて福島地方最低賃金審議会を開催して議決することになります。

(部会長) 事務局説明のとおり、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しないことから、専門部会で全会一致の結論となった場合でも、改めて福島地方最低賃金審議会を開催して議決することとします。

(4) 専門部会議事録確認者の指名について

(部会長) 続きまして、議事の(4)、専門部会議事録確認者の指名を行います。

専門部会では、部会長及び部会長の指名した委員2名が議事録に確認することとしていますので、労働者側・使用者側からそれぞれ1名の推薦をお願いします。

労働者側はいかがでしょうか。

(大越委員) 労働者側は、大越でお願い致します。よろしく申し上げます。

(部会長) 使用者側はいかがでしょうか。

(佐藤委員) 佐藤で申し上げます。

(部会長) それでは 労働者側・大越委員、使用者側・佐藤委員を議事録確認者に指名しますのでよろしく申し上げます。

なお、議事録確認者が出席できなかった場合は、出席委員の中からその都度選出して指名することとなります。

議事録の確認方法についてお諮りします。事務局案がありましたら説

明・提案をお願いいたします。

(室 長) 確認の方法につきまして、昨年度は事務局が議事録確認者へ議事録を持参したうえで直接ご意見等をお伺いしておりましたが、今年度についても原則同じ取り扱いとさせていただき、事務局と確認者の都合により、持参することで迅速・的確な事務処理とならない場合についてはメールにて送付を行い、ご確認いただくことにしたいと考えております。

(部 会 長) ただいま、説明がありました議事録の確認方法についてご意見ございませんか。

《 異議なしの声 》

(部 会 長) それでは、議事録の確認方法につきましては、事務局が議事録確認者へ議事録を持参したうえでご確認いただく方法といたしますが、適宜メールも活用して確認いただくこととします。

(5) 資料の説明について

(部 会 長) 次に、事務局から配付資料の説明をお願いします。

(室 長) 本日の資料としましては、専門部会次第の後ろに綴じてある会議資料と薄青の色紙が一連資料の中間辺りに入っていると思いますが、その色紙以降が別冊資料となっています。

最初に、本日の次第の後ろに綴じている会議資料についてご説明いたします。

大きく6つの資料を配布させていただいております。資料の下部中央の通しページでご案内しますが、7ページまでの2つの資料は審議で触れましたので8ページから説明いたします。

8ページからは、日本銀行福島支店が7月3日発表した短観の要旨です。

9ページの図表1「業況判断DI」によると、全産業では、2022年6月は-5ポイントでしたが、本年3月では0ポイントと、「良い」と判断している事業所の割合が5ポイント増加していましたが、本年6月は-4ポイントで、3月からの変化幅-4ポイント、9月の予測も同ポイントとなっています。

また、中小企業では、2022年6月は-6ポイント、本年3月では4ポイントで10ポイント増加していましたが、本年6月は-3ポイントで、3月からの変化幅-7ポイント、9月の予測は-5ポイントの予測となっています。

14ページからは、福島県が6月29日に発表した「最近の県経済動向」です。

15ページの総合判断は、「県内の景気は、先行きに不透明感がみられるものの、緩やかに持ち直している。」となっています。ここしばらくは同じ判断となっています。

46ページからは、福島県が6月29日に発表した「福島県鉱工業指数月報」です。概況は、49ページに記載があり、平成27年を100とした各指数について、「令和5年4月の福島県の鉱工業指数は、生産が90.8で前月比+4.4%と上昇、出荷が90.6で前月比+1.2%と上昇、在庫が150.9で前月比+8.2%と上昇となった。」とあります。

64ページから65ページは、連合福島様が発表した6月26日現在（最終）の「2023春季生活闘争状況」です。

次に、【別冊】薄青の色紙以降の資料となります。

この資料につきましては、7月12日に開催されました、中央最低賃金審議会の第2回目安に関する小委員会で配布された資料の写しになります。参考資料3つを含め8つの資料となっています。

資料の下部中央に記載の通しページでご案内します。

一つ目の資料として、2ページからは、「令和5年賃金改定状況調査結果」です。この調査は、令和5年6月1日現在の常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所で、1年以上継続して事業を営んでいる事業所から、7つの産業について、一定の方法により抽出した事業所を対象に実施したものです。

4ページは、調査結果の第1表「賃金改定実施状況別事業所割合」をまとめたもので、調査事業所産業計全体では、1～6月に賃金引上げを実施した事業所は43.5%、賃金引下げを実施した事業所は0.7%、賃金改定

を実施しない事業所は38.4%、7月以降に賃金改定を実施予定事業所は17.4%となっています。前年、令和4年の調査結果については、下段に記載されているとおりです。

なお、福島が該当するBランクの集計結果では、1～6月に賃金上げを実施した事業所が44.1%、賃金下げを実施したが0.6%、賃金改定を実施しないが37.7%、7月以降に賃金改定を実施予定が17.7%となっています。

5ページは、第2表「事業所の平均賃金改定率」をまとめたもので、賃金上げ実施事業所の賃金改定率は、全体の産業計は4.3%、Bランクは4.1%となっています。

次に、6ページは第3表「事業所の賃金上げ率の分布の特性値」をまとめたものです。この1表から3表までのデータは、あくまで今年の1～6月までの間に改定されたものを前提としているものです。

7～9ページは、第4表「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」をまとめたものです。こちらについては、昨年の6月の状況と今年の6月の状況の比較となります。従って、この表については、昨年7月～12月に改定されたものも含んでいますので、先ほどの1表から3表との違いがあることを申し添えます。

7ページの男女別内訳・産業計、男女計において、令和5年の賃金上昇率は2.1%、令和4年は1.5%となっています。Bランクの賃金上昇率は2.0%で、令和4年は1.4%となっています。

8ページは、一般・パート別の賃金上昇率の内訳となっています

9ページは、「令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした賃金上昇率」をまとめたものとなっています。Bランクの賃金上昇率は2.4%で、令和4年の2.0%を上回っています。

10ページは、「賃金上げの実施時期別事業所数割合」

11ページは、1～6月までに改定しなかった事業場や凍結を決定している事業場の「事由別賃金改定未実施事業所割合」です。

12ページは、労働者構成比率及び年間所定労働日数です。

13ページからは、二つ目の資料として、「生活保護と最低賃金」に関する資料です。

14ページのデータは、生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和3年度のもので、グラフは、福島県の生活保護「生活扶助基準+住宅扶助」は、93,363円で、令和3年度福島県最低賃金額828円×173.8時間/月×0.816(可処分所得の総所得に対する比率)=1か月の手取額は、117,428円となり、15ページの生活保護データは、最低賃金データは令和4年度のデータで、令和4年度福島県最低賃金額858円×173.8時間/月×0.816で1か月の手取額121,682円となりますので、福島県最低賃金が生活保護の水準を上回っていることを表しています。

16ページは、都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析です。

福島の令和3年度データに基づく最低賃金と生活保護水準との乖離額は170円で、令和4年度の地域別最低賃金引き上げ額30円を加えた最新の乖離額は200円となっています。

17ページからは、3つ目の資料として、「地域別最低賃金額、未満率及び影響率」に関する資料で、17ページは、平成25年度~令和4年度までの地域別最低賃金額、ランク別の未満率及び影響率の一覧表になります。

18ページは、令和4年度最低賃金に関する基礎調査に基づく都道府県別の未満率と影響率です。

19ページは、令和4年賃金構造基本統計調査特別集計による都道府県別の未満率と影響率です。

20ページからは、4つ目の資料として、「賃金分布に関する資料」による時間当たりの賃金分布になりますが、グラフ内記載の額は令和3年度の最低賃金額(福島は828円)です。福島に関しては、28ページに一般・短時間労働者計、41ページに一般労働者、54ページに短時間労働者の棒グラフが記載されています。

60ページからは、5つ目の資料として、「最新の経済指標の動向」に関

するデータをまとめた資料です。

107ページからは、委員からの追加要望資料を含め3つの参考資料となっています。

108ページからの資料は、委員からの追加要望のあった中小企業庁が出している価格交渉促進月間フォローアップ調査結果です。

2つ目の参考資料が123ページから足下の経済状況に関する補足資料として第1回小委員会からの更新分のデータ資料となっています。

3つ目の参考資料が123ページからの主要統計資料として、第1回小委員会からの更新分のデータ資料となっています。

以上になります。

(部会長) ただいまの説明で質問等ございますか。

(長谷川委員) 水色の色紙以降の別冊14ページ、15ページについてですが、0.816の可処分所得というのは具体的に何が引かれているのでしょうか。

(室長) 本省から最低賃金額と生活保護費の比較についてという事務連絡がきております。後ほどコピーを配布させていただくという形でよろしいでしょうか。

(長谷川委員) わかりました。もう1点、資料17ページの影響率についてですが、影響率が19.4%ということは、労働者の5人に1人が影響を受けるということでしょうか。

(室長) 数値ではそのような形になります。

(長谷川委員) ありがとうございます。質問は以上です。

(部会長) 他に質問等ございますか。

(金成委員) 小委員会資料の9ページの第4表、「令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした」という部分、退職した方や新たに採用した方を除いていると解釈していたのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

(室長) その通りでございまして、去年の6月と今年の6月に在籍していた労働者だけを対象とした結果になっております。

(金成委員) わかりました、ありがとうございます。

3 閉 会

(部会長) 他に質問等なければ、以上で本日の専門部会を閉会とします。

次回は、8月2日(水)午後1時30分から福島合同庁舎3階会議室で第2回専門部会を開催しますのでよろしくお願いします。